

平成30年度第鹿児島県環境審議会第2回自然環境部会  
議事録（概要）

日 時：平成31年1月8日（火）10：00～11：20

場 所：鹿児島県庁13階会議室（13-環-1）

（開 会）

環境林務部長

委員の皆様方には、年始の大変お忙しい中に御出席いただき感謝申し上げます。また、日頃から本県の自然環境行政に関し、格別な御協力をいただき感謝申し上げます。

本県では、これまで外来種対策として、外来種対策基本方針を策定するとともに、侵略的外来種番付表や外来種カルテ等を作成し、外来種の適正な取扱いについて、県民への方々への普及啓発に努めてきたほか、侵入初期の外来種の防除等にも取り組んできたところ、この間も、県内の様々な地域において、海外及び国内由来の外来種の侵入が報告されており、専門家からも外来種の適正な取扱いに関する意見が多く寄せられている。

こうした状況を踏まえ、県においては、外来種による生態系に係る被害を防止することを目的とし、被害を及ぼす外来種の指定、指定された外来種の飼養等の適正な取扱いなどを定める条例を制定したいと考えている。

本日は、この条例骨子案について審議いただくこととなっているので、委員の皆様方には、忌憚のない御意見をいただくようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

星野部会長

本日の議題としては1つで、鹿児島県の外来動植物対策に関する条例の骨子案についての審議である。審議の内容に入る前に、私から事務局に確認とお願いがある。この審議会での審議について情報公開請求があった時に概要を示すということであるが、示される概要はどのようなものか。また、審議概要は県のホームページにアップして、審議会でのどのような議論があったのかを県民が見ることができるようにすべきと思うので、検討をお願いしたい。

星野部会長

それでは、具体的に審議に入りたいと思う。事務局から諮問事項「鹿児島県の外来動植物対策に関する条例の骨子案」について説明をお願いしたい。

（議事1：鹿児島県の外来動植物対策に関する条例の骨子案について）

事務局

（鹿児島県の外来動植物対策に関する条例の骨子案について説明）

星野部会長

他県での外来生物に対する条例の制定状況はどうなっているか。

事務局	都道府県によって条例の中での外来種の位置づけは異なるが、外来種に関する何らかの規定を設けているのが20都道府県で、九州では佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県が何らかの規定を設けている。そのうち11の都道県では、放出等の禁止や努力義務規定がある。
塩谷委員	総則4の市町村への要請及び支援について、施策への支援とは具体的にどのようなことを想定しているのか。
事務局	例えば専門家の紹介、助言等を含め幅広く支援をしていくことを県の努力義務として規定する項目である。財政的な支援に限らず幅広い支援を考えている。
宮部委員	放出等の禁止について、施設の考え方があるがこれは非常に難しいような気がする。施設外で放出はしてはならないとあるが、どこまでが施設内外なのか。内規みたいなものがあるか。
事務局	放出等の禁止で書いている施設は、第2の1指定外来動植物の取扱いの中に書いている施設と同義である。今後、適合飼養等施設という適切に飼養するための施設という表現で、どのようなものが該当するかの基準を別途、定めることを考えている。特定外来生物法に飼養等施設の基準があるので、参考に考えており、国では施設を8種類程度に動植物の性状に合わせて分けている。檻の形や移動する場合の施設、水槽、圃場など幾つかのパターンに分けているので、これらを参考にしながら県で設置している検討会の委員にも相談をして、今後検討したい。遵守することに無理のないかたちで行う必要もあり、現実的で効果的な対策が取れることを目指していきたい。
浜本委員	3点ほど伺いたい。1つは総則の6で特定外来生物の駆除は国が行うこととあるが、過去に特定外来生物の駆除を国が鹿児島県内で行った事例があれば教えていただきたい。2点目は第2の2販売に当たっての説明について、指定外来動植物の販売を業とする者は、動物の場合は割と特定しやすいと思うが、植物で特に園芸種の場合は全てに普及することは難しいと思う。園芸種はどの辺りまで含むのか、明らかに外来種と分かっているものをどのように周知する等具体的な考えはあるか。最後は、第3の1に生態系に著しく被害が生じる場合の、著しく被害が生じるというのほどの程度の被害のことを想定しているのか具体的に知りたい。
事務局	鹿児島県内で、国が特定外来生物の駆除を実施している事例として奄美のマングースがある。県本土では、国と連携しながら県が防除実施計画を立てたマングースとアライグマがある。奄美大島でツルヒヨドリの調査を含む防除活動を環境省の方で行っている情報がある。

事務局	<p>園芸種の対応について、まずは普及活動が大事と考えており、条例制定後には関係する事業者へ情報が届くようにしっかりと対応していきたい。販売業者に過度の負担とならないよう、県の方で購入者の方への説明資料等を用意し業者の協力を得ていきたいと思っている。実際にどのような動植物を指定外来動植物にするかに関しては、県の設置している検討会の中で相談していきたい。</p> <p>防除の考え方について、例えば在来種の捕食や競合などが顕著に見られるあるいは見られる可能性がある、希少な動植物との間で遺伝的攪乱が起きる可能性が高いなどの程度をしっかりと見極めていかなければならない。別途設置している検討会の中で相談していきたい。</p>
いわしげ委員	<p>指定外来動植物被害防止基本方針について、指定外来動植物の選定をするとあるが、この中にノネコは入ってくるのか。</p>
事務局	<p>県外来種番付表では、ノネコは島嶼部では横綱の位置づけになっている。外来生物法で指定の対象とする際に、概ね明治以降に導入されたものを指定の対象とする考えがある。これを参考として、条例の指定の対象について検討する際、近年、導入されたとの情報のあるものを指定の対象にしたいと考えている。このような点からノネコは指定の対象にはならないと考えている。</p>
いわしげ委員	<p>この条例は、IUCNの勧告を受けて外来種対策を拡充して実施することが求められているから策定するところもあると思うが、ノネコ以外の動植物が奄美地域や他の地域に行くことを防ぎたいのか。</p>
事務局	<p>条例は、第一に県全体の生物多様性の保全を目的として提案している。鹿児島は特殊な地理的位置づけにある。奄美大島にいるものでも九州島に持ってくれば外来種になるし、その逆もあり、これを防止することがこの条例の目的である。今年度になって、IUCNの勧告の要素も加わり、世界自然資産登録にも寄与するものだと考えて進めている。国の外来生物法は国外由来の動植物しか特定外来生物として指定できないため法律の限界がある。こういった中で、鹿児島県は前述の地理的特徴等を持っており、対処するためには条例という方法しかないのではないかとことから、提案に至っている。</p>
いわしげ委員	<p>奄美大島に昔からネコがいたかは分からないが、指定外来動植物になるのかならないか。</p>
事務局	<p>ノネコは入らないと考えている。</p>
いわしげ委員	<p>もう1点伺いたい。指定外来動植物の販売を業とする方々は、県の中で登録等で把握されているのか。</p>

事務局	動物愛護法の関係で登録制度がある。植物に関しては登録制度はないので全店を把握するのは難しい。動物愛護法の中で動物取扱い業の定義があり、第1種・第2種とある。その中で管理者を置かなければならないなど決められている。登録されている販売店については把握ができる。
いわしげ委員	条例が制定された際には、動物の販売の生業をしている方には、情報が周知されるのか。
事務局	今現在、ペットショップなどに意見を伺っている。業の責任者は動物愛護法に基づき研修を受けることになっている。このような集まる機会を活用して条例の説明をさせていただきたい。
小栗委員	<p>総則6の地域指定に関して、この条例の1つの特徴と思うが、地域指定を先駆けて行っている条例等があるか。あればそれを実際に、運用する際の問題などを把握しているか伺いたい。また、地域指定に関してどれくらいの数になり、複雑さになる予定か。</p> <p>第2の販売に関して、先ほどの事務局から話では、あくまでも県内の業者とのことであるが、近隣県の販売業者から県民が購入することも想定される。この規定における業の範囲について、案を教えてほしい。</p>
事務局	<p>今、把握している範囲では、地域毎に指定している事例はない。地域指定を運用していくに当たって、どの程度の地域が生じるかに関しては、専門家と検討して、今後どのような種を指定して行くかによって決まるため、一概には申し上げられない。イメージとしては、1番広いエリアは県下一円になり、次のレベルでは九州島や島嶼部、大隅以南や奄美群島、奄美大島、喜界島など影響を受ける種や在来種の分布状況によって様々な定め方が出てくることが想定される。</p> <p>販売業者に関して、条例は県外に席のある業者に規制を及ぼせることは難しいので、普及啓発などにより協力を依頼していきたい。ネット販売も盛んなので、広く呼びかけていく必要がある。出来るだけ情報が広く行き届くように、普及啓発の部分で努めていく必要があると認識している。</p>
小栗委員	地域指定について選定側の理屈としてよく分かるが、規制される側の立場から考えると非常にややこしくなると思う。条例はただでさえ分かりにくさがあるので、更に地域指定が加わることを懸念したところ。
星野部会長	<p>この条例は国内の外来種規制になる。鹿児島と同じような条件の都道府県として北海道があるが、北海道は外来種に対応する条例を制定しているか。また、どのような取扱いになっているか。</p> <p>もう1つ。この条例は生態系被害を防止することが目的になっている。外来生物法だと生態系被害の防止、農林水産業被害の防止、人の生命・身体被害の防止の3</p>

つの目的になっている。この条例は、生態系に特化した内容になっている。他県で外来種だけの条例を作っている場合、目的規定はどうなっているか。分かっている範囲で教えて欲しい。

事務局

北海道は、生物多様性の全体を取り扱う条例の中で、外来種についての規制を設けており、希少種条例と外来種条例を併せた内容である。本県も北海道の条例を参考にしており、適切な飼養や放つこと等の禁止、販売業者への説明義務等を条例で課しており、ほぼ同様の内容になっている。

それから、目的規定については、外来生物法は人の生命・身体、農林水産業の被害、生態系が保護目的になるが、条例の検討において、例えば、人の生命身体への影響は、特定外来生物法や動物愛護法の特定動物により、農林水産業は植物防疫法等により、他法令である程度カバーされているところ、条例では保護目的を生物多様性に絞って提案しているところ。

塩谷委員

その点は私も気になっていたが、非常に分かりやすかった。

シカは希少種被害等が上げられるが、イノシシに関して、懸案として上がって来るのはまずは農業被害である。イノシシは上位の動物で、何でも食べるので、生態系被害は発生していると思われるが、外来種としての対策の話になることはない。まずは農業被害から対策を取りましようとの流れが多い。生態系被害で該当するか気になっていたが、今の説明で理解できた。

星野部会長

色々な観点から質問が出て外来種条例骨子案のイメージが共有できたと思う。他に質問がないようであれば、委員の方々から骨子案に対する意見を伺いたいと思う。順番にお聞きすることでよいか。それではいわしげ委員からお願いします。

いわしげ委員

これまで県では様々な条例を策定していて、県民の方に広く周知されているかいつも懸念するところである。せっかく策定される条例であれば、関係者のみならず広く確実に県民の方々に周知できるような方法を考えていただきたい。また、確実に条例が施行されるような方法を考えていただきたい。

小栗委員

今回制定される条例は、他法令等で足りない部分を補い鹿児島に即した条例だと思う。県独自の条例が制定されたことの発信は積極的に行う必要がある。しかし、生活者の観点から見たとき、どの法令等によって外来種が指定をされているかは、率直なところあまり関係ないと思う。この条例を制定したことによって、これまで穴の開いていた部分が埋まったこととは少し別に、国の法律を含めた全体の形で情報発信した方が良く考える。

塩谷委員

鹿児島島の生物多様性はものすごく高い。離島を含めて対応して行かなければならない。この条例はよく踏み出されたと評価したいと思っている。微妙な解釈や業者側での考え方等について、普及啓発の中で事例を交えQ&A等で考え方を示して行くべ

きと考える。一般の方は外来種の用語でも混乱してしまうところもあるので、補填していく必要がある。運用の前に理解していただけないことも感じるので、情報の出し方を検討した方が良い。

浜本委員

生物多様性鹿児島県戦略が出され、生物多様性という言葉を理解した上で外来種問題が出てきていると思う。このようなきめの細かい骨子案が示され、運用していくためには、きめの細かい情報提供が必要であり、子供達や業者の方等、全ての年代及び様々な分野の方々の視点で分かるようにすべき。また、鹿児島県で生活している上で、その土台を作っている生態系の問題でもあり、自分たちの生活に沿っていることを分かりやすく広報するために様々な手腕が必要になってくると思う。法律との関係や国内でもまれな条例を鹿児島県で運用していくことの意味や、生物多様性が重要な場所で生活しており、これを後生に残していくためにもこの条例は必要である等、分かりやすく示していくことが必要と思う。

山本委員

具体的な運用として、種を指定し、規制をかけたり駆除をしていくことになるが、その判断基準は生態系に係る被害の1つに絞っている。事務局から説明があったが、国の法律目的では人体や農林水産業の被害があるので、外来種の被害を拡散することを防がなければならないことについて、非常に自分達に害があるというアピールがしやすいと思うが、生態系に係る被害というのは分かりにくい点があり、判断する側も判断しかねる。生業や消費者として関わる人に、何らかのコストが生じるところもあり理解してもらうのが大変と思う。一般の方は、世界遺産や独自の生物相等について知っている部分はあると思う、生物多様性の維持という形で説明した方が理解しやすいのではないか。理解することで条例の目的を達するのであれば、生物多様性や独特の生物相が鹿児島県民にとっての価値・財産というところをアピールして、それを損なう恐れがあるといことをどれだけ直感的に理解してもらえるかということになると思う。指定のプロセスなどもかなり開示して、検討を行った上で、結論に至ったこともアピールした方がよいと思う。

宮本委員

3点話したい。1点目は、外来生物の定義である。これは用語の説明をしっかりと行うべき。研究者等は見た生き物が自然状態でここに生育しているか人為で持ち込まれたものかは瞬時に判断できるが、一般の方には難しい。外来生物の基本的な定義としては、人間が意図的あるいは非意図的に持ち込んだものになるので、ノネコも外来種になると思う。明治以降の外来種対象が妥当だと思うが、アメリカの統治下にあった時代に持ち込まれたものはどうなるのかなど複雑な問題もあるところ、条例での外来動植物の定義を示すべき。個人的には、この条例の目的は、人が増やしたものあるいはお金で買ったものをその辺に捨てないでということが1番の目的と思う。それが拡がったときに、自分たちの責任ではあるが、見えないところで自然環境が変化することがあるということを知らせることが、1番の目的だと思う。一般の方に向けてどういう言葉で説明するかが実効性のあり方に関わってくると思う。

第2の販売に当たっての説明について、本来は国レベルでやっていただくのが1番良いと思う。過去に国の委員会で、販売業者に対して「生きたまま捨てないで」という文言をホームページに入れてもらうようにできないか質問したことがあるが、「経済活動にブレーキをかけるようなことはできない」との回答であった。今回、鹿児島県において業者の方への説明義務は、ものすごく画期的なことだと思う。これは鹿児島県だけでやっているには意味がないので、ボトムアップ的な形で鹿児島の取組をアピールし、将来的には47都道府県あるいは国レベルで、業者が売ったものに対して最後まで飼ってもらうことや植物に関しても、最後まで管理することや山や畑の脇などへ捨てないようなことを入れていただけるような方向に進むと非常に良いと思う。

3点目は、生態系に著しく被害が生じることについて、現場で調査されている方々はどう判断するのか問題にされていると思う。現実には、維管束植物として8,000種類で外来種として1,200種類程ある。その間でどのような関係があるのか、雑種が出来ていて変な関係になっているのかや互いに生育地を奪っているか等は、起こってからしかも被害がかなり深刻でなってからでないと分からないので、ここの判断はものすごく難しいと思う。被害が起こっていることを何らかの形で通報していただくには、雑則にある外来動植物対策推進員の活用が重要になると思う。せつかく条例を作るので、一般の方々に起こる被害を分かりやすく広まる様にすることや被害が起きたときにくみ上げる仕組みづくりに留意してもらいたいと思う。

宮部委員

条例の制定は大賛成である。植物の場合の生態系への被害の防止ということは分かるが、直接、人間への生活面・食料に関する点については危惧するところがある。例えば今、奄美大島のサトウキビ畑に国外由来の外来種の雑草が相当入っており、生産量が落ちているとの状況がある。人間として食料供給の面から見ると条例目的としては弱いところがあると思う。国の場合は3つの目的があるが、生態系だけでは少し弱いところがあると思うが、結構な骨子案だと思う。

星野部会長

みなさんから御意見を伺った。この条例の骨子案に対してはみなさん賛同の意見だった。実効性を担保するために、いかに規制の内容やその背景にある鹿児島県の自然の重要性や外来生物とは何なのか、被害はどのようなものがあるか等を丁寧に説明していくことが重要であるとの意見が出された。私もその通りだと思う。外来生物法では、国の法律という縛りから国外から日本に持ち込まれたものだけが対象になっている。国内でも外来種問題はずっとあり、何らかの取組ができないか検討がなされてきた。鹿児島県は日本全体の位置づけから言っても、県本土と島嶼を含むと600km近くあり、国内外来種対策をしっかりとやらなければならない県だと思う。生物多様性を保全する観点からも非常に重要な取組になってくると思う。今回、県からこのような条例骨子案が示され、3月議会に上程するとのことであり、大変すばらしい取組だと思う。条例が制定された後に、条例のみの周知ということだけでなく、条例の目的、鹿児島の自然の素晴らしさを守っていくために、希少種対策も必要であるが、外来種に対する取組も非常に需要であると、県民一人一人の意識に

働きかけ、鹿児島県の自然の重要性を認識していただき、それに対する悪影響を自分たちが引き起こしかねないという点も含めて、しっかり条例制定後に普及啓発の取組をしていただきたいと思います。条例だけの普及啓発ではなくて県の自然全体の普及啓発を進める中で、この条例の内容を上手く埋め込んで説明していくことが重要と思う。

星野部会長

最後に、もう一点だけ。冒頭の挨拶や説明の中にもあったが、今回の条例制定が結果的に奄美地域の世界自然遺産登録の動きにとっても非常に重要な取組であるという点である。昨年、IUCNの登録延期勧告というのが出されたが、中身を見ると、ノネコ対策を含め外来種対策は、奄美地域・沖縄を含めてよくやっていると言われている。ただ、今取り組んでいるものだけではなくて、それ以外の外来種対策もしっかりやる必要があるという内容の勧告だった。国・県・地元市町村がそれぞれ役割分担をしながら取り組む必要があると思っている。そういう観点から、県の方で国内由来の外来種を対象とし地域規制を定めた条例は、大変すばらしいことだと思う。この条例の重要性を県議会に説明していただき、3月に制定され、県民に対する説明が上手く丁寧になされることを期待したいと思う。

星野部会長

知事から諮問された、鹿児島県の外来動植物対策に関する条例の骨子案について、審議した結果、内容は適当との自然環境部会の考えを、審議会長から知事に提出していただく。ご審議ありがとうございました。

(閉 会)